

## 平成 18 年度 愛知県環境審議会水質部会（第 4 回） 会議録

### 1 日時

平成 18 年 3 月 8 日(木) 午後 2 時から午後 2 時 45 分まで

### 2 場所

愛知県三の丸庁舎 601 会議室

### 3 出席者

#### ( 1 ) 委員

藤江部会長、小野委員、木村委員、谷村専門委員、服部専門委員、湯地専門委員、小栗特別委員（代理：東海農政局農村計画部環境保全官）、本多特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長）、金井特別委員（代理：中部地方整備局企画部環境調整官）、谷山特別委員（代理：中部運輸局交通環境部環境課課長補佐）、佐藤特別委員、黒木特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課専門官）

（以上 12 名）

#### ( 2 ) 事務局（愛知県環境部）

岩淵技監、（水地盤環境課）吉川課長、瀨藤主幹、渡邊課長補佐、宗宮課長補佐、石黒主任主査、吉田技師、（環境調査センター）水野主任研究員

### 4 傍聴人等

なし

### 5 議事

- ・会議録への署名は湯地委員、谷村委員が行うこととなった。

#### ( 1 ) 第 6 次水質総量規制

ア 総量削減計画の策定について

イ 総量規制基準の設定について

- ・資料 1 及び 3 に基づき事務局から説明を行った。

< 質疑応答 >

[ 委 員 ] 資料 1、3(1)の番号 1 の県の考え方について、「安全性は審査され、登録されたものが販売されております。」と記載されているが、所定の使用法の下では安

全ということであり、この表現では「登録されていれば安全」という誤解を招きかねない。

[事務局] 当該段落について、「農薬については、農薬取締法に基づき、登録されたものが販売されております。」に修文する。

[委員] りんの整理番号 202 番の備考に係る C 値の幅について、国が官報告示を訂正したとのことだが、その事情等が分かれば説明して欲しい。

[事務局] この備考に該当する業種はりんを大量に使うことからそれを考慮し、通常の本則よりも高い値を設定するのが備考設定の本来の主旨である。しかし、当初の告示は備考の上限値が本則よりも低く設定されたため、備考設定の本来の主旨を考慮して、本則と同じ値まで上限値を上げたものである。

・資料 2 及び 3 については特に修正意見もなく、本案を環境審議会への部会報告とすることで各委員了承。

## (2) その他

### < 質疑応答 >

[委員] 関係する各事業者は承知しているものと理解してよいか。周知についてはどの様にしているのか。

[事務局] 業界団体への説明の他、県内の主立った事業場、特殊な事業場については個別ヒアリングを行い、対応の実施可能性を検討している。

また、その他の事業者については、近々実施する事業者向けの講習会で説明を行う予定としている。